

「公印省略」

19健4611号
平成20年3月27日

県医師会長 } 殿
各郡市医師会長 }



福岡県保健福祉部健康対策課長

福岡県原爆被爆者健康診断における乳がん検診の取扱いについて

このことについて、別紙のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

小郡三井医師会より

担当理事 名取一幸・毛利康茂
会長 丸山 泉



事 務 連 絡
平成20年3月26日

各都道府県

広島市 原爆被爆者健康診断担当部局 御中
長崎市

厚生労働省健康局総務課

原爆被爆者健康診断における乳がん検診の取扱いについて

原爆被爆者に対する健康診断については、平成20年度より健診項目にヘモグロビンA1c検査を追加する等の改正を行うこととしており、健康診断費交付金交付要綱においても所要の改正を行うこととしている。

これに併せ、乳がん検診についても平成20年度より下記のとおり取り扱うこととしたので、よろしくお取りはからい願いたい。

記

乳がん検診については、問診、視診、触診及び乳房エックス線検査をすべて実施することを原則とするが、被爆者からの要望を踏まえ、身体上の理由等から長距離の移動が困難で乳房エックス線検査を実施できる医療機関が近くにない等、真にやむを得ない場合には問診、視診及び触診検査についても健康診断費交付金の対象としたこと。

乳房エックス線検査を実施できる医療機関とできる限り多く契約する等、被爆者の利便性に配慮されたいこと。

交付要綱については予算成立後にお示しすることとしているが、基準額については次のとおり予定していること。

乳房エックス線検査を実施した場合	8,516 円
乳房エックス線検査を実施しない場合 (問診、視診及び触診検査のみの場合)	2,835 円